



平成24年8月23日

記者各位

J P A A 記者勉強会

平成24年著作権法改正について

「日々の生活で新たに著作権違反となること、ならないこと」

拝啓 皆様にはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素は当会の事業に対しまして格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、「著作権法の一部を改正する法律」が去る平成24年6月20日に参議院本会議において可決・成立となり、同法の改正が10月1日より一部施行されることとなりました。例えば、今回の改正では、違法に配信された音楽や映像を、違法と知りながらダウンロードする行為（いわゆる私的違法ダウンロード）に刑事罰を設ける条文が含まれており、大きな議論をよびました。

そこで今回の勉強会では、この著作権法改正について、実際に私たちの生活に深く関わる点を中心に解説してまいります。

- 違法にアップロードされたYou tubeの音楽を、それと知ってダウンロードすると即逮捕されるの？
- 違法にアップロードされたYouTubeの映画を見ることも著作権違反？
- 自分が購入した映画のDVDをパソコン上でリッピングソフトを使って複製することも著作権違反？ など

皆様におかれましては、ご多忙のことと存じますが、万障お繰り合わせの上、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、ご出席の有無につきまして、あらかじめご連絡頂ければ幸甚です。 敬具

記

■日 時 平成24年8月31日（金） 15：30～16：30

■場 所 日本弁理士会 東北支部室 会議室
（仙台市青葉区本町 3-4-18 太陽生命仙台北町ビル5階）
※東京会場で行っている会見のL I V E中継。質問等可能です。
詳しくは下記連絡先までお問合せください。

■スピーカー 日本弁理士会 著作権委員会 委員長 中川 裕幸

■主 催 日本弁理士会広報センター・関東支部広報委員会

■連絡先 事務局 広報・支援・評価室 石本、高橋

（TEL：03-3519-2361／FAX：03-3519-2706／E-mail：kouhou@jpaa.or.jp）

以上